

天城町農業委員会 4 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 4 月 15 日 (水) 13 時 30 分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 16 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子			
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	平野 勝哉
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	上松 初美
4	松原上区	麓 福太郎	14	大津川	寶山 照助
5	前野	池上 雄二	15	瀬滝	奥 好生
			16	瀬滝	吉川 貴也
			17	当部	岩元 聡
8	浅間	元田 秀満	18	三京	若山 秀也
9	天城	貞山 博一	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	永井 学			

2 欠席委員

6 番 小林 耕作
7 番 勝尾 真一
11 番 里村 清志

5 事務局 2 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	廻 美沙	2	係長	中山 一輝

6 参加者 0 名

番号	所 属	氏 名

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見について
- ・議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について
- ・議案第 3 号 農地法第 4 条許可申請について
- ・議案第 4 号 農地法第 5 条許可申請について
- ・議案第 5 号 農地中間管理権及び利用権の設定並びに所有権移転について

(3) 報告事項等

- ・その他 (協議会等)

(次第書) 令和8年4月15日(水) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。

定刻となりました。定例総会の前に仲会長よりごあいさつをお願いいたします。

(仲会長) 仲会長のあいさつ
(会長あいさつ後、定例総会に入る。)

本日の定例総会に、小林,勝尾,里村委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は16人であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和8年4月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、前田委員、中島委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第1号 天城町農業振興地域整備計画の変更許可申請の意見についてを議題とします。

事務局に申請番号1番、2番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、申請番号1番に対する担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、永井委員、お願いします。

貞山委員 はい、申請番号1番について説明します。場所は参考資料

1ページをご覧ください。樟南高校のすぐそばになります。現牛舎のとなりに建てるらしいです。境界等ははっきりしてるんですが、現在スプリンクラーが立っております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

永井委員、補足説明はありませんか。

永井委員 ないです。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号1番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号1番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この議案は、許可意見として町に答申します。

次に、申請番号2番に対する担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、永井委員、お願いします。

貞山委員　　はい、申請番号2番について説明します。先ほどと同じで参考資料の1ページをご覧ください。境界等もはっきりしていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

永井委員、補足説明はありませんか。

永井委員　　特にありません。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号2番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号2番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この議案は、許可意見として町に答申します。

日程第4　議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号3番から10番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

申請番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。

奥委員をお願いします。

奥委員

それでは2号議案の申請番号3番について説明いたします。場所は参考資料の2ページです。譲渡人と譲受人は親子の関係です。場所は瀬滝集落の南西糖業の裏の方からから秋利神入口までの基幹農道の瀬滝よりで集落墓地の南西側になります。畑総事業も入っておりますので何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号3番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号3番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。

政委員お願いします。

政委員

申請番号4番について説明します。譲渡人と譲受人の関係はありません。参考資料の3ページをご覧ください。JAの松原支所がありまして、その前を東の方に入っていった所の左手になります。道側の方にブロックが積まれていまして隣に牛舎もあり境界等もはっきりしていました。何ら問題はないと思いますが皆さんのご審議をよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号4番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号4番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで議長職を中島会長代理と交代します。

(議長交代)

(中島会長代理) それでは、申請番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。

仲委員お願いします。

仲委員 はい、申請番号5番について説明します。譲渡人と譲受人は義理の親子になります。場所は参考資料の4ページで松本建設の方から農面道が海の方にありますがそこをまっすぐ行って次の津路の左側にいった所にあります。畑総事業も入っており境界等もはっきりしております。譲渡人には息子達もおりますが農業はやってないみたいで譲受人に買ってくれということで話があったみたいです。何ら問題はないと思います。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号5番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号5番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

ここで議長職を仲会長と交代します。

(議長交代)

(仲会長) それでは、申請番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。

若山委員をお願いします。

若山委員 はい、申請番号6番について説明いたします。譲渡人、譲受人は兄弟になります。場所は参考資料5ページをご覧ください。三京集落から西阿木名に抜ける道があるんですけどもその途中になります。境界等もはっきりしております。現在はさとうきびも植え付けられております。特に問題ないと思います。みなさんのご審議をよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号6番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号6番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。

元田委員をお願いします。

元田委員

申請番号7番について説明をいたします。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。参考資料の6ページをご覧ください。現地につきましては天城石油の隣に広域農面道がありますけども、その農面道を天寿園のほうに向かって行きますと左手に岡前集落入口の看板がありますけどもそれより先の四つ角を左手集落の方向に向かっていった右側の方になります。ここら辺りは県営畑総も入ってまして境界等もはっきりしてまして何ら問題ないかと思えます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号7番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号7番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。

元田委員をお願いします。

元田委員

はい、譲渡人と譲受人は兄弟でございまして譲渡人の方が名古屋のほうにおりまして島に帰って来ないということで譲受人に畑を譲りたいということで今回の申請を出しております。参考資料は7ページをご覧ください。湾屋の小さなところは本人が家庭菜園をやっておりまして後のところは貸していたとのことです。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号8番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号8番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号9番について、担当委員の調査報告を求めます。

若山委員をお願いします。

若山委員

はい、申請番号9番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子になります。場所は参考資料の4ページになります。曾呂という所が西阿木名の墓地があるんですけどもその近くになります。永田の方は公民館から三京に抜ける道があるんですがその途中になります。境界等もはっきりしてました。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号9番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号9番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号10番について、担当委員の調査報告を求めます。

若山委員をお願いします。

若山委員

はい、申請番号10番について説明します。譲受人は譲渡人の孫になります。場所は参考資料の9ページをご覧ください。南西サービスの農場が近くにあるんですがその隣になります。境界等もはっきりしております。問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号10番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号10番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号11番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

申請番号11番について永井委員、貞山委員、お願いします。

永井委員 申請番号11番について説明します。参考資料の1ページをご覧ください。ドラッグストアモリを建設している所の道を入った突き当りのY路地になってる所になります。申請人の自宅のほうは東側にありまして、申請人の息子が帰ってきてお店を開く予定になってます。境界等もはっきりしているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

貞山委員、補足説明はありませんか。

貞山委員 大丈夫です。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号11番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号11番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号12番、13番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

申請番号12番について平野委員、上松委員、お願いします。

平野委員 はい、4号議案の12番について説明します。譲渡人と譲受人の関係は親子になります。場所は参考資料の10ページ。兼久住宅の海手、西側になります。この件は11月の定例会で振興地域整備計画の変更で議題で上がっております。現在

整地までされています。何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

上松委員、補足説明はありませんか。

上松委員 ありません。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号12番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号12番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

この案件は、許可意見として県審議委員会に諮問します。

次に、申請番号13番について担当委員の調査報告を求めます。中島委員、政委員、お願いします。

政委員 はい、申請番号13番について説明します。譲渡人と譲受人の関係はございません。参考資料の3ページをご覧ください

い。場所はJA松原支所を50mほど与名間に行って左のほうに入っていった所になります。徳田百貨店とありますけどもその横に譲受人の方が記念館を作るということで数か月前に議案があったと思いますが記念館のための駐車場整備に今回、購入をして整備をしたいとのこと。集落内ですが見た限り境界等はしっかりしていました。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

中島委員、補足説明はありませんか。

中島委員

はい、確認いたしましたけども昔からしってる場所なんで問題ないと思います。皆様よろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、申請番号13番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号13番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第7 議案第5号 農地中間管理権及び利用権の設定並びに所有権移転についてを議題とします。

事務局に本案の説明を求めます。

事務局

はい、第5号議案について説明いたします。こちらが中間管理事業を利用した利用権の設定となります。今回については5件契約がございます。1件目が番号1、2となります。契約内容としましては貸借権で3年間の契約となっております。場所については参考資料の2ページとなります。農業センターから見て北側の畑となっております。現在すでに受け手のほうが耕作をしており、中間管理事業を使った契約をしたいということで上がってきた案件となります。次に番号3～7となります。こちらも瀬滝なんですが契約内容としましては貸借権で3年間の設定となっております。場所は参考資料の12ページをお願いします。瀬滝にある愛心園から見て東側にある畑総地区となります。こちらも受け手のほうがさとうきびを植え付けている状況です。次に参考資料の2ページとなります。先ほど説明した所の海側の畑となります。こちらは現状、荒地になっている状況ですが受け手のほうが整備をして耕作をしていくとのことです。次に番号8、9です。契約内容としましては貸借権で3年間の契約となります。場所につきましては参考資料の2ページとなります。こちらも先ほど説明した畑の近くになるんですが、こちらは受け手のほうが馬鈴薯を栽培していくとのことです。次に申請番号10～13です。こちら天城となります。契約内容としては貸

借権で5年間の設定となります。場所は参考資料の1ページをお願いします。樟南第二高等学校の東側の畑となります。こちらもすでに受け手の方が耕作している状況です。最後に番号14番となります。天城地区となります。契約としては使用貸借権で5年間となります。場所につきましては参考資料の11ページとなります。旧クリーンセンターから見て西側の畑総地区となります。こちらについても受け手の方がすでに耕作をしているようです。以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これから、本案について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、本案は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第8 諸報告を行います。お手元に配布してありますので、お目通し願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

協議事項等ありませんか。

(協議)

事務局より連絡等ありませんか。

- 盛土規制法について
- 農業委員改選の途中経過について

次回の定例総会は、5月15日、金曜日を予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和8年4月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14 時 10 分